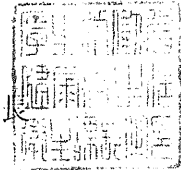


健衛発0328第1号

平成23年3月28日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る  
災害融資に関する特別措置の被害証明手続き等について

標記については、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」（平成23年3月12日健発0312第1号厚生労働省局長（通知））により通知したところですが、災害の融資に必要な被害証明書手続等については、下記のとおり取り扱うことといたしますので、貴管下の生活衛生関係営業者等への周知についてよろしくお願いいたします。

記

1. 直接被害者の被害証明

このたびの地震により直接の被害を受けた生活衛生関係営業者等が特別措置の適用を申請する場合は、融資を申し込む金融機関に対し、別添1の様式により、市区町村その他相当な機関が発行する罹災証明書を提出するものとする。ただし、市区町村等の事情により罹災証明の発行に日数を要する場合は、事後の提出を前提に事前の申込みを可能とする。

2. 間接被害者が必要な証明

取引企業（大企業等を含む）の被災により売上額等が減少した企業が特別措置の適用を申請する場合は、融資を申し込む公的金融機関に対し、別添2

の様式により、特別措置の申請者の所在地を管轄する経済産業局において証明する被害証明申請書を提出するものとする。

なお、経済産業局において証明する事項は以下のとおり。

(1) 証明が必要な事項

- ① 取引企業がこのたびの地震により直接の被害を受けたこと。
- ② 取引企業の事業活動に相当程度依存していること。
- ③ 売上額等が相当程度減少していること。

(注) 上記②及び③の判断は別添3の指針によるものとする。

(2) 証明の主体及び方法

- ① 上記(1)①の証明は、別添1の様式により市区町村その他相当な機関が発行する罹災証明書とする。ただし、取引企業又は市区町村等の事情により罹災証明の発行に日数を要する場合は、事後の提出を前提に事前の申込みを可能とする。
- ② 取引企業の廃業等によりその罹災証明を入手できない場合は、特別措置の申請者の所在地を管轄する経済産業局が別添2の様式により証明するものとする。証明に当たって経済産業局は、証明申請書に記載された取引企業の所在地がこのたびの地震に係る災害救助法の適用地域内であることを確認するものとする。
- ③ 上記(1)②及び③については、融資申込みを受けた公的金融機関において確認するとともに、特別措置の申請者の所在地を管轄する経済産業局が別添2の様式により証明を行うものとする。ただし、申請者と取引企業が同一市区町村内に所在する場合等、市区町村等が証明できる場合は市区町村等が証明することを妨げない。

(3) 証明申請書の提出先

上記(2)の①の被害証明書又は②・③の被害証明申請書の提出先は融資申込み先の公的金融機関とする。(被害証明申請書は、公的金融機関においてとりまとめの上、経済産業局へ証明を依頼する。)

3. 生活衛生同業組合等が発行する資金証明書等について

(1) 資金証明書等提出の特例

融資申込み先の公的金融機関への都道府県知事、生活衛生同業組合及び都道府県生活衛生営業指導センターが発行する資金の証明書等(以下「証明書等」という。)の提出に当たっては、申込者等が災害により直接被害を受けたことが明らかであり、かつ貸付時まで、証明書等を提出すること

が困難な場合に限り、貸付後に証明書等を提出することを条件として融資申込みができることとする。この場合において各貸付制度に定める貸付条件（貸付利率貸付期間、貸付限度額等）を適用できるものとする。

なお、生活衛生同業組合等が後日、資金証明書等を発行する場合、その申込者が事業計画書等の検証により利率の低減を受けている場合は、振興計画に係る事業計画書等を作成させ、組合等はその検証を忘れずに行うこと。

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震罹災証明書

事業所名 \_\_\_\_\_  
事業所所在地 \_\_\_\_\_  
事業主 \_\_\_\_\_  
事業種類 \_\_\_\_\_

被害状況

1. 事業所

全壊、流失、半壊、床上浸水、その他( )

2. 主要な事業用資産

<資産名>	<被害状況>
①	全壊、流失、半壊、床上浸水、その他( )
②	//
③	//
・	
・	

上記のとおり証明をお願い致します。

平成 年 月 日

事業主名

⑩

上記のとおり被害を受けたことを証明する。

平成 年 月 日

市町村長名

⑩

## 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震被害証明申請書

下記の記載内容について証明をお願い致します。

平成 年 月 日

事業者名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

事業種類 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ ⑩

1. 取引企業の被害について（**取引企業の被害証明の複写等がない場合のみ記載**）

・取引企業者名 \_\_\_\_\_

・取引事業者住所 \_\_\_\_\_  
（電話番号） \_\_\_\_\_

・取引企業主（代表者名） \_\_\_\_\_

・取引先企業被害状況  
（被害状況を把握している場合は、あてはまるものに○をし、その内容について  
詳細に記述してください）

(1) 全壊（ \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ )

(2) 半壊（ \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ )

(3) 営業上重大な支障

①設備等の損壊（ \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ )

②運送手段に支障（ \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ )

③従業員の死傷等、（ \_\_\_\_\_  
人材の重大な損害 \_\_\_\_\_ )

④その他（ \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ )

・取引企業の被害証明を取得できない理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2. 売上額又は受注額の減少率

(1) 借入申込前2月(平成 年 月から平成 年 月まで)の  
売上額又は受注額(A) \_\_\_\_\_ 千円

上記(A)に対する前年同期(平成 年 月から平成 年 月まで)の  
売上額又は受注額(B) \_\_\_\_\_ 千円

$$\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100 = \underline{\quad\quad} \%$$

(2) 借入申込後3月(平成 年 月から平成 年 月まで)の  
売上額又は受注額見込み(A) \_\_\_\_\_ 千円

上記(A)に対する前年同期(平成 年 月から平成 年 月まで)の  
売上額又は受注額(B) \_\_\_\_\_ 千円

$$\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100 = \underline{\quad\quad} \%$$

3. 直接被害者との取引依存度について

借入時の取引額(A) \_\_\_\_\_ 千円

上記における被災事業者との取引額(B) \_\_\_\_\_ 千円

$$\frac{(B)}{(A)} \times 100 = \underline{\quad\quad} \%$$

---

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震被害証明書

上記のとおり被害を受けたことを証明します。

ただし、上記に虚偽記載のある場合は、本証明を無効とします。

平成 年 月 日

経済産業局長

㊞

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」（平成23年3月12日閣議決定）の指針

平成23年3月12日

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

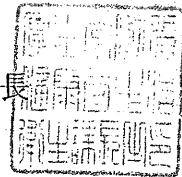
「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」（平成23年3月12日閣議決定）に記載している「当該中小企業者等の事業活動に相当程度依存している中小企業者等（売上額等が相当程度減少している者に限る。）」について、市町村長等による円滑な確認を支援する観点から、「平成7年（1995年）兵庫県南部地震に係る激甚災害指定及び中小企業者等に対する災害融資等に関する特別措置について」（平成7年1月20日閣議決定）の内容を踏まえ、以下のとおり指針を示すこととする。

「当該中小企業者等の事業活動に相当程度依存している中小企業者等（売上額等が相当程度減少している者に限る。）」とは、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による直接の被害を受けた事業者との取引依存度が100分の20以上の中小企業者等であって、借入申込後3月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して100分の40以上減少すると見込まれる又は借入申込直前2月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して100分の30以上減少したもの」とする。

健衛発0328第1号  
平成23年3月28日

財団法人全国生活衛生営業指導センター理事長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る  
災害の被害証明手続き等について

標記について、別添(写)のとおり各都道府県衛生主管部(局)長あて通知  
したので、この旨御了知の上、貴管下関係団体への周知・指導方よろしく願  
いします。



健衛発0328第1号  
平成23年3月28日

社団法人全国生活衛生同業組合中央会理事長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



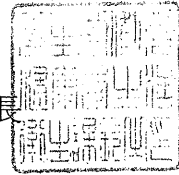
平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る  
災害の被害証明手続き等について

標記について、別添（写）のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あて通知  
したので、この旨御了知の上、貴管下関係団体への周知・指導方よろしくお願  
いします。

健衛発0328第1号  
平成23年3月28日

株式会社日本政策金融公庫  
国民生活事業本部生活衛生融資部長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る  
災害の被害証明手続き等について

標記について、別添(写)のとおり各都道府県衛生主管部(局)長あて、通知したので、この旨御了知願います。

健衛発0328第1号  
平成23年3月28日

内閣府沖縄振興局参事官（調査・金融担当） 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る  
災害の被害証明手続き等について

標記について、別添（写）のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あて、通知したので、この旨御了知願います。